

地方独立行政法人北九州市立病院機構クリニカル・フェローに関する規程

令和3年2月1日

(目的)

- 第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第56条の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務するクリニカル・フェローの勤務条件その他就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(クリニカル・フェロー)

- 第2条 クリニカル・フェローとは、医師又は歯科医師免許取得後5年以上15年未満の者で、後期研修等法人が指定する研修を修了し、さらに高度な専門知識・技能の修得による専門医等の資格を取得するための研修プログラムを受講する者をいう。
- 2 クリニカル・フェローは契約職員就業規則第2条第2項第2号に定める臨時契約職員とする。
- 3 クリニカル・フェローは、研修医及び専攻医の指導にも参画するものとする。

(研修期間)

- 第3条 クリニカル・フェローの研修期間は原則として1年単位とし、3年を上限とする。
- 2 クリニカル・フェローの雇用契約期間が3年に満たない場合にあっては、採用の日から3年を超えない範囲内において、その雇用契約を更新することができる。
- 3 第1項の研修期間は、理事長が適当と認める場合は、別に期間を定めることができる。

(研修計画の策定)

- 第4条 クリニカル・フェローの研修実施計画は、本人の意見を尊重し、北九州市立医療センター院長又は北九州市立八幡病院院長が策定する。
- 2 前項で定める研修実施計画期間中に、本人の希望により病院長の許可を得て国内外の医療機関、大学、研究機関等において一定期間の研修を行うことができる。
- 3 前項の研修期間中の給与その他身分の取り扱いについては、理事長が別に定める。

(採用、退職、勤務時間、休日、休暇等)

- 第5条 クリニカル・フェローの採用、退職、勤務時間、休日、休暇、その他就業に関しては、契約職員就業規則（第9条、第54条及び第55条を除く。）の定めるところによる。

(給与等)

- 第6条 クリニカル・フェローの給与は、給料月額及び諸手当とする。
- 2 クリニカル・フェローの給料月額は別表に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情があると理事長が認める場合は、別に決定することができる。
- 3 クリニカル・フェローの諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当とする。
- 4 前3項に定めるほか、給与支給等については、地方独立行政法人北九州市立病院機構契約職員給与規程の定めるところによる。

(その他)

第7条 クリニカル・フェローに関して、前条までに定める以外の事項については、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年2月1日から施行する。

別表 給料月額（第6条関係）

医師免許取得後の年数	給料月額
6～10年目	600,000円
11年目～	650,000円